

富士宮市告示第 138号

下記の送達すべき書類は、納税者の住（居）所不明等のため送達できませんので、本市役所保険年金課に保管してありますから、連絡があれば直ちに交付します。

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、この旨公示送達します。

令和 8年 9月 11日

富士宮市長 須藤 秀 忠



記

1 送達すべき書類の名称

令和8年度国民健康保険税納税通知書

2 送達を受けるべき者の氏名又は名称

別紙のとおり

上記の書類を受領しないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、上記の日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

(別紙)

No.	公示送達者氏名	公示送達書名称
1	影島 李有	令和8年度国民健康保険税納税通知書
2	秋山 真利	令和8年度国民健康保険税納税通知書
3	田中 みさ子	令和8年度国民健康保険税納税通知書
4	神田 雅博	令和8年度国民健康保険税納税通知書
5	峯田 怜佑	令和8年度国民健康保険税納税通知書
6	杉本 吉規	令和8年度国民健康保険税納税通知書
7	MAGRACIA EDGARDO KAWARABAYASHI	令和8年度国民健康保険税納税通知書